

郡山市悪臭防止対策指針実施要領

平成11年 3月 1日制定

平成20年 2月 4日一部改正

[環境部環境保全センター]

(趣旨)

第1条 この実施要領は、「郡山市悪臭防止対策指針」(以下「指針」という。)を運用するにあたって、事業者、市のそれぞれの役割について規定し、円滑な運用を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この実施要領において、「市長が指定する職員」とは、悪臭防止法(昭和46年法律第91号)第20条第1項に規定する職員とする。

(事業者の役割)

第3条 事業者は、「指針」第4条に基づく基準を遵守するよう努めるとともに、当該工場等からの悪臭の排出を抑制するための必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、その事業活動に関し、生活環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境保全に関する施策に協力する責務を有するものとする。

(市の責務)

第4条 市長が指定する職員は、悪臭公害を未然に防止するため、事業者の協力のもと、悪臭発生施設の状況及びその他必要な事項の報告を求め、必要に応じ工場等に立ち入り、悪臭発生施設及びその関連する物件を検査することができるものとする。

2 市長が指定する職員は、住民の生活環境を保全するために必要があると認められるときは、事業者の協力のもと、必要に応じ悪臭の測定を行うとともに、悪臭の排出抑制を指導することができるものとする。

3 市長が指定する職員は、前記による悪臭の測定を行った結果、工場等から発生する悪臭が基準に適合せず住民の生活環境が損なわれていると認められる場合、当該事業者に対し、期限を定めて悪臭防止に関する改善措置を指導することができるものとする。

附 則

この指針は、平成11年3月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成20年4月1日から施行する。